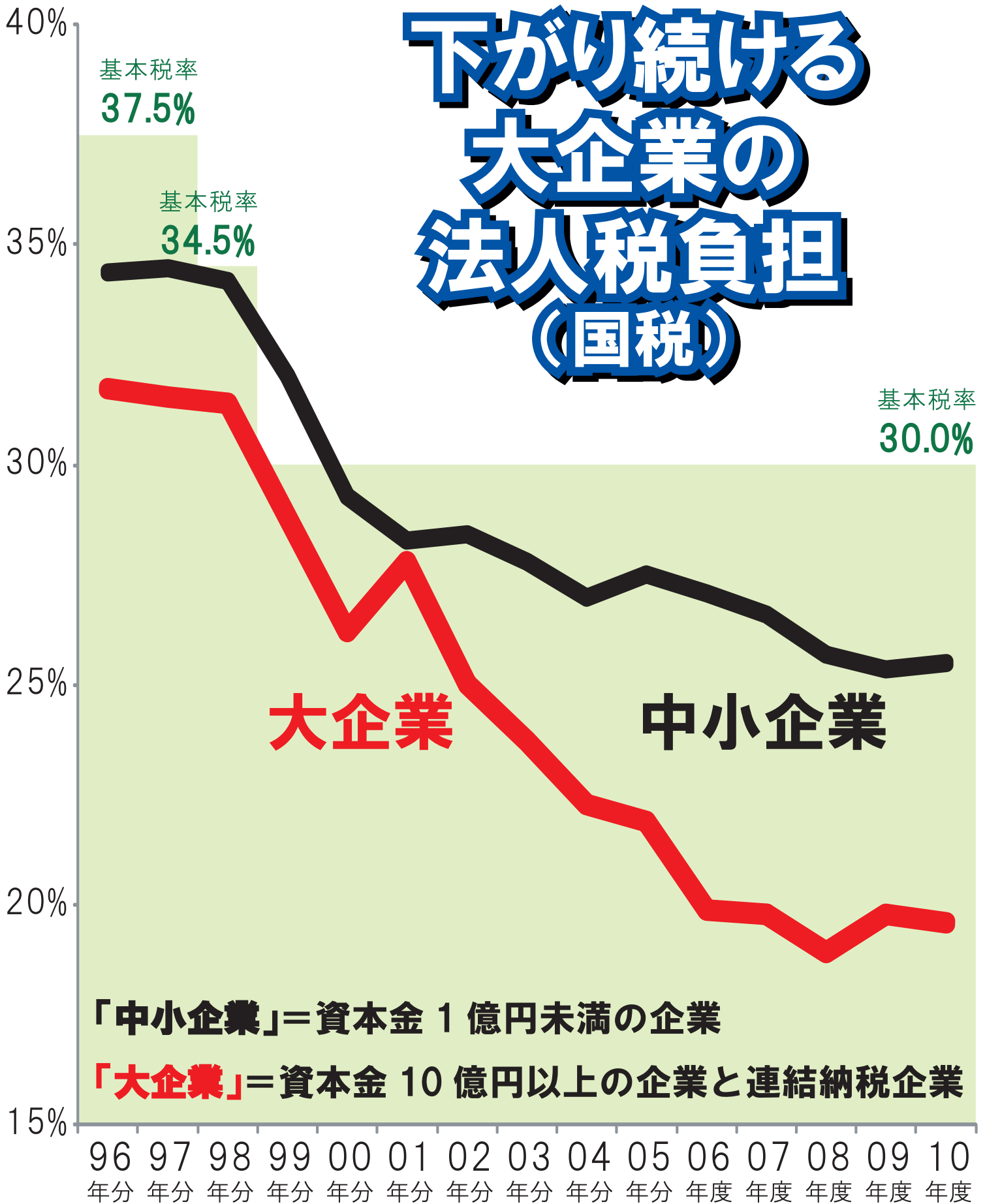


下がり続ける 大企業の 法人税負担 (国税)



国税庁「会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態）」の各年版などより作成
2005年分までは「その年2月1日～翌年1月31日」、2006年度からは「その年4月1日～翌年3月31日」
この負担率は、「所得金額（05年分までは「調査所得金額」、06年度からは「申告所得額」）」に減税効果がある項目を加算し、
本来の所得額で、「法人税額」の負担率を試算したもの
減税効果として上げた項目は、「受取配当益金不算入額」「外国子会社配当益金不算入額」「減価償却費租税特別措置法の特例損金算入額」
「連結納税制度による個別所得金額から申告所得額を引いた額（06年度までは「その年の7月1日～翌年6月30日」に申告されたもの）」